

# 日本脳炎予防接種説明書

(接種前に必ずお読みください)

## <日本脳炎について>

日本脳炎ウイルスの感染によっておこります。人から人に直接感染することはなく、ブタの中で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間後、高熱、頭痛、嘔吐(おうと)、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。

日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。以前は小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及などで患者数は減少しました。最近では、予防接種を受けていない高齢者を中心に発生しています。感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、死に至らない場合でも、神経の後遺症を残す人が多くみられます。感染を防ぐうえで最も確実な方法は予防接種を受けることです。

## <日本脳炎予防接種について>

日本脳炎予防接種は、接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度までご案内を控えておりました(積極的勧奨の差し控え)。その後、新たなワクチンが開発され、現在は予防接種を通常どおり受けられるようになっていきます。

なお、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、下記のような特例措置が設けられています。

### 【特例措置】

**対象：平成19年4月1日以前生まれで20歳未満の方**

20歳になるまでの間に、第1期・第2期(合計4回)の未接種分を受けることができます

すでに接種した回数	接種回数	接種間隔
0回	残り4回 [第1期3回、第2期1回]	1回目接種後、6日以上(標準的には28日まで)あけて2回目を接種します。3回目は、2回目から6か月以上(標準的にはおおむね1年)あけて接種します。4回目(第2期)は、3回目接種後6日以上あけて接種します(*)。
1回	残り3回 [第1期2回、第2期1回]	1回目から6日以上あけて、2回目を接種します。 2回目接種後、6日以上あけて3回目を接種します。 3回目接種後、6日以上あけて4回目(第2期)を接種します(*)。
2回	残り2回 [第1期1回、第2期1回]	2回目から6日以上あけて、3回目を接種します。 3回目接種後、6日以上あけて4回目(第2期)を接種します(*)。
3回	残り1回 [第2期1回]	3回目から6日以上あけて、4回目(第2期)の接種を行います(*)。

\* 4回目(第2期)は、3回目(第1期3回)終了後6日以上あければ接種できますが、通常はおおむね5年あけて接種するのが望ましいとされています。接種間隔は接種歴等によって異なりますので、接種医とご相談ください。

<裏面に続きます>

## ＜日本脳炎ワクチンの副反応について＞

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、臨床試験において、生後 6 か月以上 90 か月未満の小児 123 例中 49 例 (39.8%) に副反応が認められ、その主なものは発熱 (18.7%)、咳 (11.4%)、鼻汁 (9.8%)、注射部位紅斑 (8.9%) であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。

## ＜予防接種を受ける前の注意事項＞

予防接種は体調の良い日に行うことが原則です。以下の場合には接種を受けることができません。

- (1) 明らかに発熱 (通常 37.5℃以上) がある場合
- (2) 重い急性の病気にかかっていることが明らかな場合
- (3) 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- (4) 現在、妊娠している場合または、妊娠している可能性がある場合
- (5) 生ワクチン (おたふくかぜ、水痘等) を接種してから中 27 日以上、不活化ワクチン (インフルエンザ等) を接種してから中 6 日以上経過していない方
- (6) その他、医師が不適切な状態と判断した場合

## ＜予防接種を受けるときの注意事項＞

- (1) 接種後 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしましょう。
- (2) 接種後、1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつもどおりの生活でかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- (5) 接種後、接種部位のひどい腫れ、高熱などの体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## ＜予防接種による健康被害救済制度について＞

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた際には、予防接種法に基づく救済を受けることができます (予防接種との因果関係が認められた場合)。万が一、給付申請の必要が生じた場合には、四季健康館健康増進課までご連絡ください。

## ＜予防接種要注意者制度について＞

予防接種を受ける際に医師により「注意を要する」と判断された方に対し、「予防接種要注意者紹介制度」があります。この制度を利用される方は、事前に手続きが必要となります。市の保健センター窓口 (四季健康館・小川保健相談センター) へご相談ください。